

令和5年度 運営指導における主な指導事例 (居宅介護支援・介護予防支援に関する事項)

1 運営基準

(1) 指定居宅介護支援の具体的取扱方針について

【事例】

訪問看護や通所リハビリテーション等の医療系サービスを位置付けている居宅サービス計画について、主治の医師等の指示を確認できる記録がない。

ア 主治の医師等の指示がある場合に限り、訪問看護等の医療系サービスを位置付けられるため、支援経過等に記録を残してください。

【事例】

医療系サービスを位置付けた居宅サービス計画を主治の医師に交付していない。

ア 主治の医師等に対して居宅サービス計画を交付する義務があるため、主治の医師等に交付し、その旨を支援経過等に記録してください。

【事例】

福祉用具貸与・販売を位置付ける際の検討が不十分である。

ア 不要な福祉用具を位置付けることは介護給付費の適正化に望ましくないだけでなく、利用者の自立支援の阻害につながることも考えられるため、下記のとおり検討等したうえで位置付けているかをご確認ください。

- ✓ 新たに福祉用具を位置付けるに当たっては、サービス担当者会議において必要性を検討している
- ✓ 居宅サービス計画に、継続して福祉用具貸与が必要な理由や福祉用具販売が必要な理由を記載している

2 介護報酬

(1) 特定事業所加算について

【事例】

他の法人と共同の事例検討会等を実施していたが、計画の作成日時が適切でない。

ア 事例検討会等の内容、実施時期、共同で実施する他事業所等について、毎年度少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を策定してください。

なお、年度の途中で加算取得の届出をする場合にあっては、当該届出を行うまでに当該計画を策定してください。